

田村市公告第246号

田村市保育所等給食調理業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和3年12月20日

田村市長 白石高司

1 業務の概要

(1) 業務名

田村市保育所等給食調理業務

(2) 業務場所

大越こども園（大越町上大越字水神宮167-1）

都路こども園（都路町古道字遠下前80）

常葉保育所（常葉町常葉字館1-9）

滝根保育所（滝根町神俣字関場145）

(3) 業務内容

入所している乳幼児に対する給食調理業務及びこれに付随する業務

- ① 栄養管理（献立表の作成、給食関係帳票の整理、報告書の作成など）
- ② 調理作業及び管理（調理、配膳、下膳、食器洗浄、消毒、管理点検記録など）
- ③ 材料管理（食材の発注、検収、管理、受払い事務など）
- ④ 施設、備品管理（給食施設、設備の管理、調理器具、食器の保守点検など）
- ⑤ 業務管理（勤務表、業務分担、社員配置表作成など）
- ⑥ 衛生管理（給食施設、設備、器具の衛生管理など）
- ⑦ 労働安全衛生（定期健康診断、検便などの実施）
- ⑧ 研修（調理従事者に対する教育、研修など）

(4) 業務期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

(5) 提案限度額

103,851,000円以内（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

## 2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。なお、業務の全部または主要な業務を一括して第三者に再委託してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和3・4年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成19年田村市告示第32号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (7) 次の①から③の全てを満たす給食調理業者であること。
  - ① 市との連絡・調整が速やかに行えるように、福島県内に本社、支社、事業所のいずれかを本委託業務開始までに有していること。
  - ② 参加申込書提出時に、福島県内にて3園以上の保育所又はこども園における給食調理業務実績を有していること。（公立・民間を問わない）
  - ③ 過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けていない者。

## 3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和3年12月20日（月）
参加申込書の提出期限	令和4年 1月11日（火） 午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和4年 1月17日（月）
現地説明会	令和4年 1月20日（木）
質問書の提出期限	令和4年 1月24日（月） 午後5時まで
質問書への回答	令和4年 1月31日（月）
企画提案書の提出期限	令和4年 2月 4日（金） 午後5時まで
企画提案書・プレゼンテーション審査	令和4年 2月15日（火）
審査結果通知	令和4年 2月22日（火）
契約締結	令和4年 2月22日以降で市が指定する日

#### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

田村市ホームページ <http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/65/>

#### 5 最優秀提案者の決定

田村市保育所等給食調理業務委託に係るプロポーザル審査委員会において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。

#### 6 契約の手続き

##### (1) 仕様書の協議等

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基に市と協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

##### (2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

##### (3) その他

契約候補者と市との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

#### 7 その他

本業務に関する詳細は、田村市保育所等給食調理業務委託に係るプロポーザル実施要領に定める。

#### 8 窓口・問合せ先

田村市保健福祉部こども未来課（担当：こども育成係 菅野・武者）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話 0247-82-1000 FAX 0247-82-4555 E-mail [kodomo@city.tamura.lg.jp](mailto:kodomo@city.tamura.lg.jp)